

ときがわ町補助・支援制度一覧

支援項目	No.	区分	支援制度名称	支援対象者	支援区分	支援内容		課（担当）・問い合わせ先	URL
	1	児童	ひとり親家庭の医療費の支給	ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満まで）とその母（父）又は養育者	助成金		お子さんまたは母（父）が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金の額を助成する制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0813	
	2	児童	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある子どもが育成される家庭	助成金		父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0814	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/454
	3	児童	特別児童扶養手当	20歳未満で、精神または心身に政令で定める程度の障害のある児童を育てている方	助成金		精神または、身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方（父母または養育者）に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る制度	福祉課（児童福祉担当） 0493-65-0815	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/945
	4	国保・後期保健加入者	保養施設の利用に関する助成制度	ときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	助成金	【町独自】	契約保養施設の宿泊料金の助成制度 一泊につき大人3千円、小人1,500円（同一年度内二泊まで）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	5	40歳以上国保・後期保健加入者	人間ドック・併診ドックに関する助成制度	40歳以上のときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	支援	【町独自】	人間ドック・併診ドックの受診料金の助成制度 人間ドック2万5千円、併診ドック3万円（特定健診・いきいき健診と併用不可、同一年度内1回）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	6	40歳以上国保・後期保健加入者	健康診断に関する助成制度	40歳以上のときがわ町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険制度加入者	支援	【町独自】	健康診断（特定健診、いきいき健診）を無料で受診できる制度（人間ドックと併用不可、同一年度内1回）	町民健康課（保険担当）0493-65-0812	
	7	高齢者	高齢者等配食サービス	65歳以上の単身、高齢者のみの世帯	支援		食生活の改善と健康の増進、安否確認のために、自宅へ食事（昼食1回）を提供 ※自己負担：1食300円	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/408
	8	高齢者・障害者	紙おむつ給付サービス	在宅要介護者（要介護3以上）又は心身障害児者で排泄物等の介護を常時必要とすることが確認できる者	支援	【町独自】	1か月あたり5千円を限度とし、現物（紙おむつ）を支給。	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/410
	9	高齢者・障害者	寝具洗濯乾燥消毒サービス	65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯の者、身体障害者、難病患者等、要介護4以上と認定された者等	支援	【町独自】	在宅で寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯・乾燥及び消毒のサービスを提供	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/409
	10	高齢者	高齢者住宅火災警報器設置助成	65歳以上の単身、高齢者のみの世帯	支援	【町独自】	一人暮らし高齢者等の火災時の逃げ遅れを防止するため、高齢者の住宅へ火災警報器の設置費用を助成（1戸につき15,500円を限度）	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/Info/650
	11	高齢者	家族介護者支援手当	次の条件をすべて満たす方 ・要介護2以上 ・介護している方と介護されている高齢者が同一世帯の属していること ・入院せず、自宅で介護していること ・3か月以上、介護保険を利用していないこと ・介護保険料を滞納している方が世帯にいないこと	支援	【町独自】	一定の条件を満たす家族介護者に手当を支給することで、介護サービスに頼らないで家族でやっていこうという方を応援する制度	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/403
	12	高齢者	徘徊高齢者見守りシール交付	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方、認知症の症状により行方不明となるおそれのある方	助成金		高齢者の方が認知症の症状により行方不明となってしまう際の早期発見を目的に、QRコードを印刷したラベルシールを交付	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/Info/2324
	13	高齢者	高齢者補聴器購入費助成金	65歳以上で、医師の診断を受け、補聴器が必要と判断された方	助成金	【町独自】	医師が必要と認めた耳に装用する補聴器1台の購入に係る費用を3万円を上限に助成	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	
	14	高齢者・障害者	福祉有償運送の移送サービス	身体障害者手帳を所持している方、要介護認定・要支援認定を受けている方、知的障害、精神障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方	支援		社会福祉協議会の会員及びその家族で日常生活を営むのに支障があり、援助を必要としている方を対象に有償運送サービスを実施	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://tokigawa-shakyo.or.jp/seikatsuenjo.html
	15	社会福祉	日常生活用具（車いす等）貸出事業	外出時に車いす等を必要とする方等	支援		外出時に車いす等を必要とする方等への日常生活用具の短期の貸し出しを行っています。 貸出期間は、原則3か月を限度（更新可）とし無料で貸し出しをしています。	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://tokigawa-shakyo.or.jp/seikatsuenjo.html
	16	社会福祉	地域支え合いサポート事業	日常生活上のサポートが必要な概ね65歳以上の方、障害のある方、病気や出産などで一時的に支援の必要な方	支援		身の回りのちょっとした困り事（買い物代行、部屋の掃除、外出の支援等）を、有償ボランティアがお手伝いする事業	社会福祉協議会 0493-65-1536	http://tokigawa-shakyo.or.jp/seikatsuenjo.html
	17	高齢者	月イチ食堂	65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳並びに保健福祉手帳の交付を受けている方	支援	【町独自】	登録店で月に一度使用できる食事券（500円×12枚）を交付	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2255
	18	障害者	重度心身障害者医療費助成	・身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方 ・療育手帳㉔、A、Bの交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方（精神病棟への入院費用を除く） ・65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方 ※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。	助成金		対象者が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付、高額療養費、生活療養費を除く）について助成します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/Info/488
	19	障害者	自立支援医療（更生医療）の給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方	助成金		身体障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に支給されます。（手術前に身体障害者手帳を所持していることが前提です。） （角膜手術、関節形成術、人工透析療法、腎移植など） 原則1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じた負担上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/489#0c0
	20	障害者	自立支援医療（育成医療）の給付	次のような障害・疾患のある18歳未満の方 【育成医療の対象疾患例】 （肢体不自由によるもの）内反足、尖足奇形、側弯症など （視覚障害によるもの）内斜視、白内障、角膜白斑など （聴覚・平衡機能障害によるもの）中耳奇形、慢性中耳炎など （音声・言語・咀嚼機能障害によるもの）口蓋裂、口唇裂など （心臓機能障害によるもの）心室中隔欠損、ファロー四徴症など （腎臓機能障害によるもの）慢性腎不全、人工透析など （小腸機能障害によるもの）食道閉鎖、臍帯ヘルニア、肛門閉鎖など （肝臓機能障害によるもの）胆道閉鎖症、肝硬変など （その他内臓機能障害によるもの）小腸軸捻転、巨大結腸症など （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害によるもの）抗HIV療法等	助成金		指定医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合、指定医療機関で必要な医療給付を行います。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/489#0c0

福祉・医療

21	障害者	自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方	助成金		精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方に対して、医療費の一部を公費で負担します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/489#0c0
22	障害者	補装具費（購入・修理）の支給	障害者手帳の交付を受けた方 難病患者等	助成金		身体障害者・児の失われた身体機能を補完または代替、難病患者等の身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。 原則として購入等費用の１割が自己負担ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。 ※すでに購入してしまったものへの支給はおこなっていません。 ◎新規の場合には医学的意見書や更生相談所の判定が必要になることもありますので、事前に社会福祉担当にご相談ください。難病患者等の方は、病名がわかる受給証等が必要になります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/486
23	障害者	日常生活用具の給付	障害者手帳の交付を受けた方 難病患者等 ※ただし在宅に限る	助成金		在宅の重度障害者・児及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付しています。なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。 原則として基準額となる購入費用の１割が自己負担です。 ※すでに購入してしまったものへの給付はおこなっていません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/486
24	障害者	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾患児	助成金		在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	
25	障害者	障害福祉サービス	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等	支援		障害をお持ちの方が地域で暮らしていく上で、安心した生活ができるよう、障害者総合支援法により総合的なサービスを受けることができます。 ※原則として、介護保険制度のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/485#0c0
26	障害者	心身障害者扶養共済制度	県内に居住する65歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方 １．身体障害者１級～３級 ２．療育手帳所持者 ３．精神又は身体に永続的な障害のある方で上記１、２と同程度と認められる方	助成金		心身障害児（者）を扶養している保護者が死亡又は重度の障害者になった場合に心身障害児（者）に年金が支給されます。 ＜掛　金＞加入時の年齢により月額１口 9,300円～23,300円（加入数は２口まで） ＜支給額＞１口　月額20,000円（毎月25日振込）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/526
27	障害者	特別障害者手当	20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態（特別障害者手当の障害基準を満たしている）にある方	助成金		20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態（特別障害者手当の障害基準を満たしている）にある方に支給されます。 ＜手当額＞　　月額　28,840円 ＜支給制限＞　次に該当するときは受給できません ① 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の一定額以上のとき ② 施設に入所している方 ③ 継続して３か月をこえて病院等に入院している方 ＜支給方法＞ 申請のあった月の翌月分から毎年２月（11月～１月分）、５月（２月～４月分）、８月（５月～７月分）、11月（８月～10月分）に支給されます	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/521
28	障害者	障害児福祉手当	20歳未満であって身体障害者手帳の１級の一部及び２級の一部の方、療育手帳④の方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方 ※ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます	助成金		＜手当額＞　　月額15,690円 ＜支給制限・支給方法＞　特別障害者手当に同じ（児童の場合、入院は除く）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/522
29	障害者	在宅重度心身障害者手当	重度の障害があり特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給を受けていない方 ※住民税が課税されている方、施設に入所している方、65歳以上の新規手帳取得の方は除きます。	助成金		＜対象者＞ 身体障害者手帳１級、２級の交付を受けた方 療育手帳④、Ａの交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方　他 ＜手当額＞　　月額５千円 ＜支給方法＞申請のあった月の翌月分から、３月（10月～３月分）と９月（４月～９月分）に支給されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/726
30	障害者	障害児（者）生活サポート事業	身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方 医師により発達に障害があると診断された方 難病患者	支援		町に登録した民間サービス団体が、障害者・児の外出援助、送迎、一時預かり等のサービスを行います。１時間あたりの利用自己負担額は400円（年間150時間まで利用可能ですが、150時間を越えた場合は、１時間あたり2,850円の自己負担になります。） ※事業所によっては、他に手数料やガソリン代などが発生する場合があります。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/505
31	障害者	重度障害者居宅改善整備事業	重度身体障害者（下肢、体幹機能障害１級、２級の方で、所得が一定基準以下の方）	支援		日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善する場合、１件あたり36万円を上限に補助します。 ※日常生活用具給付事業の住宅改修給付が優先されます。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/510
32	障害者	福祉タクシー利用料金助成事業	障害者手帳(身体、療育、精神いずれかの手帳)をお持ちの方	支援	【町独自】	障害者タクシー利用券を年間36枚交付し、初乗り料金相当を補助します。 利用できるタクシーは埼玉県タクシー協会、埼玉県個人タクシー協会に加入している事業者及び町と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。 ※同一年度内に自動車等燃料費助成との選択制であり、併給はできません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/501
33	障害者	自動車等燃料費助成事業	身体障害者手帳１級・２級・３級の交付を受けた方 療育手帳④・Ａ・Ｂの交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳１級・２級の交付を受けた方	支援	【町独自】	上記障害をお持ちの本人またはその介助者に対して燃料費の助成をします。 １か月あたり1,500円を上限とします。 ※福祉タクシー利用料金助成との選択制であり、併給はできません。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/500
34	障害者	日中一時支援事業	在宅の障害児・者	支援		在宅の障害児（者）の日中における活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等必要な支援を行う事業です。 利用者負担は事業単価の１割です。（詳しくは社会福祉担当まで）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/497
35	障害者	自動車運転免許取得費	町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の方	助成金		町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者に対し、第１種普通自動車免許の取得に要した費用に対し、対象経費の２／３の額を補助します。（上限12万円）	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/498
36	障害者	自動車改造費助成	町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の方	助成金		町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の運転する自動車の走行装置等の改造に係る費用に対し、10万円を限度に補助します。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/498
37	障害者	障害者入浴サービス事業	町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、１級または２級の肢体不自由者	支援		町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、１級または２級の肢体不自由者に対して、月２回まで委託業者が訪問入浴サービスに伺います。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/499

	38	障害者	更生訓練費支給事業及び就職支度金給付事業	自立訓練又は就労移行支援を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している方	助成金	自立訓練又は就労移行支援を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業。また、更生訓練を終了し、かつ就職等により自立する方に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。利用希望の方は、社会福祉担当までご相談ください。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/502
	39	障害者	意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣）	町内に住所を有する聴覚障害者等	支援	町内に住所を有する聴覚障害者等が県内において冠婚葬祭、各種手続き等に関して手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、町が委託する社会福祉法人埼玉聴覚障害者情報センターから手話通訳者等を派遣するものです。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/494
	40	障害者	地域活動支援センター事業	町内在住の障害者等	支援	障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。 利用者の費用負担はありませんが、参加する行事によって、実費材料費等かかることがあります。ときがわ町では以下の事業所に委託しております。 ①地域活動支援センター「あすみーる」 TEL0493-21-5593 ②比企生活支援センター TEL0493-81-7145	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/496
	41	障害者	移動支援事業	野外での移動に困難がある障害者等	支援	野外での移動に困難がある障害者等に対して、外出のための支援を行うものです。（公共交通機関を利用した移動支援が対象です。） 利用者負担は、町で設定した単価をもとに、利用時間により算出した額の1割です。	福祉課（社会福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/495
	42	その他	介護職員資格取得支援補助金	・町内在住者で、当該研修修了から1年以内であり、町民税の滞納がない者 ・町内に所在する介護施設等に当該研修の受講開始以降に就職した介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修修了した日又は就職した日のいずれか遅い日から起算して3か月以上継続して当該介護施設等に勤務する者 ・町内に所在する介護施設等に当該研修の受講を開始前から勤務する介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修を修了した日から起算して3か月以上継続して所定の介護施設等に介護職員として勤務する者	助成金	【町独自】 介護職員初任者研修受講料等の1/2又は上限3万円のいずれか低い額。 ただし、介護職員初任者研修を修了した日から起算して3か月以上継続して所定の訪問介護事業所に訪問介護員として勤務した場合は、当該研修受講料等の1/2又は上限5万円のいずれか低い額。	福祉課（高齢者福祉担当） 0493-65-0813	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/3023